



3月27日帝石橋西詰にて横転

7月10日は新潟県が、交通安全宣言をしてから9周年記念日にあたり...

七月十日は交通安全宣言記念日です

午後一時から犠牲者の冥福を祈り一分間の黙祷を。

全協会、交通安全母の会、交通指...

運動車も歩行者もこの宣言を忘れないように。

近事県内交通量の激増は、本県産業経済の伸長と民生文化の向上を示すものとして喜ぶべきことであるが、一方これにもなつて増加する災禍のいたましさを悲し...

黒埼村交通事故発生状況

46.5.31 現在

Table with columns for year (46年, 45年), increase rate (%), and categories (件数, 死者, 傷者).

宣言

明日の黒埼

機械化する田植に僕は何かものさびしさを感ずる。しおらしい乙女の田植姿も黒く日焼けし、手にひびを切ら...

機械田植

坂井健一

社会教育委員長に 笹川盛市氏が

四月一日任期満了に伴い、社会教育委員長に笹川盛市氏が就任した。委員長は次のとおり(敬省略)。

- List of names and titles for the Social Education Committee members, including 委員長 笹川 盛市, 副委員長 齋藤 美芳, etc.

公民館運営審議 委員も二人かわる

- List of names and titles for the Citizens' Hall Management Review Committee members, including 委員 江端 修吾, etc.

村民運動会は7月11日です。家族そろって参加しましょう。

米生産調整 目標の三十三%に

昭和四十六年度米生産調整目標は全国で二百二十万トン、本県で十三万八千九百トン、黒埼村も昨年の約二・二倍に当たる千二百七十トンの目標数量の配分を受け、この数量をどのように農家へ配分するかなどについて、米生産調整実施要綱にもつき、黒埼村農業生産対策懇談会の意見を聞き去る三月十五日部落農家組合長を通じて各農家へ配分し協力をお願い申し上げ、その後各部落の要請に応じ座談会を延べ十数回に亘り内容の説明を行ない趣旨の徹底に努めた。本年の米生産調整は協作転換を積極的に進めることを重点的に行なうことで奨励補助金交付基準も一律的なものでなく、転作・休耕に差をつけている。本村としても土地条件に応じ転作可能な地域には、「パラバ転作」を防止し転作物の栽培管理や共同、計画出荷を出来るだけ取り入れ、生産調整を有利に展開できるように指導を行なってきた。現在実施要綱第五(2)による特別転作奨励補助金(十アール当り約四万五千円)交付に該当する集団転作を実施している部落が四つあるが、その転作面積が本村全体の転作面積五十一・七ヘクタールの約五十%に当る二十五・三ヘクタールとなり、地域性・土地条件の有利性がこの集団転作実施部落についてはつきり現われている。また本年は苗代期

昭和46年度米生産調整部落別実施計画 S46.9.9 現在 (面積単位 a)

Large table showing rice production adjustment plans by village, including columns for area, number of households, and other metrics.

における異常低温、降霜による被害で近年にない苗不足を生じ、予備苗代作りが村内各地で行なわれ...

込みが殺到し、この追加分だけでも三十ヘクタールに昇り、その後天候の回復により苗の立枯も立直り、田植時期も例年より一週間程度おそく行なわれたため苗不足の危機は一応免れた。田植後実施計画書の確認を各農家へ依頼したところ、追加分の三十ヘクタールが取り止めになるという非常に流動的であり、急いで計画内容の変更整理を行ない六月九日ようやく最終計画として県へ報告し、同時に

子供の名前と出生届

申請受付も打切った状態である。七月から行なわれる現地確認作業は昨年の約二倍に当たる筆数を一筆毎に実施することになるが、特に本年は休耕、転作別に奨励補助金額が違うため現地確認作業は極めて困難が予想され、調整団の表示については部落農家組合長の指示を十分受け確認作業が円滑に行なわれ、確認もれのないよう関係者からご協力をお願い申し上げます。(農政課)

届出は正確に 戸籍は、国民の届出に基づいて記載されます。



住民課の窓口には毎日可愛い子供さんの出生届が受附られています。子供さんが生まれると十四日以内に出生届を市町村役場にしなければなりません。届出がないと、その子供さんはいつまでも戸籍にのらないので、入学、就職、結婚などの場合にいろいろ困ることがあります。生まれた日から数えて七日目を「七夜」といい、親類や近所の入産を招いてお祝をする風習が全国各地にあります。また、この日に子供の名前をつける地方も多いようですが、最近では、生まれる前にあらかじめ、名前を決めておく方が増えてきているようです。子供の名前は、片かな、ひらがな(変体かなを除く)、当用漢字(人名用当用漢字を含む)を用いなければなりません。漢字の読み方は「高」という字を「ひくい」と読むようなうら得ない読み方をしない限り、音、訓または「字義」つまりその字の持っている意味によつてもよろしいのですが、その名前が一生活用いられるのですか

ら、誰れもが呼びやすい、そして書きやすい名前をつけてやるのが親のつとめでもあります。また、このほかに、同音のくりかえしに用いる「一」、「二」、「三」などの字、長音に用いる「ー」の字を用いることができます。子供さんが生まれたら忘れないで十四日以内に出生届をしましょう。届書の用紙は市町村役場に備えつづけてありますから、その用紙にお産に立ち合ったお医者さん又は助産婦さんから出生証明をもらったうえで、届出人(ふつうはお父さん)が提出すればよいわけです。その際、母子手帳もいっしょに提示してください。本村では届書用紙はお医者さん、助産婦さんにお渡ししてありますから直接お産に立ち合ったお医者さんや助産婦さんに証明を請求してください。もし命名や届出をするごことについてわからないことがありましたら、役場の窓口で遠慮なくおたずねください。(住民課)